

稽徳編

七

稽徳編

| | |
|----|-----|
| 第 | |
| 曲費 | 年月日 |
| 品目 | 年月日 |
| 場所 | 年月日 |
| 影入 | 年月日 |
| 書 | 年月日 |
| 書 | 年月日 |

280
7
1A-7





東照宮第七

德編卷之七

明治十九年
八月
點查章



竹久代君とす母依を今川義元の姪
名^二園^一刑部少輔親永娘築山殿とす中書信
康卿信長塔とすなり天正六年遠州三川の
躍心知りおッ信康卿躍と好^レ孫^レ孫^レ氏
真と是と好^レ三浦と是^レ一^レ孫^レ不^レ苦^レあり
と^レ信人再交誼傍中^レ信康物志き大

たれも金言即小逆も忽死と賜ん可必定
り守と古老の面々忠札と諫人等一躍り
之不可せざる利一躍成思く躍りたりとて乃
と以て是と射教一或は斬教一終る人々
忠也く衣裳以下英成守しきりしるは樂民の
若く若干なり是も依て酒井忠次大夫係
忠也相諫一信康卿の忠事をも悉く一可
言し一々神君乃御目下是も時
神君大夫終る女終り汝も信康より一度二度も

諫言一若く聖人等と一矢ありと立一里波や
年若き者よま々松の骸骨も事々當たり之
所成し之用ひたり也吾やと汝もあり若れそ
西人言白信康卿大勇なりて御徳を承の由せれ
付大形も其相成くも度也一も唯も其諫
言成し若れも忽人命と石も之を斬る氣成
りれも一層も諫言しきり中言中一也
信不曰比平伊子番の如き此者老人の世も有
ま一若れも諫言するも理りたりとて其後其

先角の侍も有り者れと五人と御前代退成
斯く信康御世事成る事と云ふ一石子礼す
一石増ふ澄成好む事一石有り于後平定
七石御親言成御使とて彼志世世歎く歎一
言々條系御言見れ御言條々二通と成也
此子礼有り先兩人の歎一言々條々曰

一信康御大勇有り于時王孫以物差多と表
とて更ふの意悲れ心有り一石より五人と
忍く語言ふわりの我志不任世言通の所

以海船務計事

一常一澄成好む事一是成故以石子取高那
庄御村屋の百姓兼賣買れ務まて之衣
蒙の経持不財宝を弊一百姓は彼芳為
若平事

一躍の衣袋着相するは且躍指の事とてハ
弓成分く是成射教一或を斬教一石子
取不該人石れ退惑一石印極と味果
他国の主将^將を顔より取不國民悉く不和

小石園の瑞きりなまのり

一 或時言秘御教習の者ふか石はまゝ
と一園を海流のまゝ御極意言
お教一人法道小なまり下り本庄産七と中
御祖を師とあり、持揚中てお家小産と
必教生とありと、お鬼角今日暮る交
ん事とありと、中て信康御まぬらん
そや産七の曰お家必業盡有性難放不
生れ宿人中回生佛果と云詠坊教生の文と

唱ふれ小教生不能ひと中す信康御問
物とて彼お家と捕く教生一通とや言也
殺生乃文執奇特と名之と一と宮以違不
以色言法師と序返一と首小若繩と
つけ馬韃ふ法自まそく諸説と合て駭
経以一取終ふ彼お家引擲教一経以
事

一 女色小満道陰礼小沙座一とれ小御前との
御中、石使小信長一毎居りて御傍りん

の

右の五ヶ條忠次志世の執るる所但一確の誠
すも^とと^と名^を意^之と^と次^小 神君より所
異先の五ヶ條と文と曰

一信原いす^る尾^を也今川氏真躍と好むがよ
國幣一人愛しく由民悉く守護を誅む
家人も亦酒宴礼舞踊ホホ必と妙一政
道小復急一且武勇攻忘る^る加不武田信
言小黄^も道一戦^もと不及滅亡一^の言^は後

代の^も身^は瘡^もと^も有^れと^も可^な致^す

一上礼好む所と必是と^も子^は信^原酒^を好むがよ
後を悉く^ると^も也且又難と^も願^ふが^も由^中皆^は
^國風^と治^る身^は復^た仁^義禮^智信^一と^も剛
て^も不^可叶^第一^仁と^も不^可意^也士^と憐^む
民^と接^育する^は仁^の端^也人^和を^意慈^も強^む
不和^を言^意慈^も強^む大^將者^は祗^大富^有
も一人の力^と以^て敵^と神^と事^を可^な叶^第
大^利と^得る^も人^和り^て可^な叶^第人^和ハ

六日尚
字あり可停止事

右の條を一々承引ふ於ては父親好むと
於てお友一々廿五日也

天正四年丙子十月

源家康

國府波所三郎更

とて^そは先帝親新て信康卿兩通ふ御授見
有く七^し御ふ向ひ召ひく宣ひおる位^は御事
御箇條の執一ツとして非義可事れを更ふ中
しく^し御事申すは汝^は先帝御心御事と上

御一^し隨ふ致し中^は兼有り次^はお前乃^は五^は條不
信康^は御の上^は御事成^は一^は証^はなる御家入乃
中^はおも^は御案乃^は巨^はく^は不^は為^はある一^は何^はなる^は是^はに
家^はや汝^は致^はなる^は申^は一^はと^は経^は道^は者^はれ^は七^はと^は御
畏^はく^は誰^は人^はの中^はより^は也^は努^はむ^は中^はより^はと^は云^は信康
御^は打^は寄^はひ^は召^はひ^は誠^はふ^は吾^は存^はも^は御^は事^は之^はと^はし
御^は一^はれ^はと^はて^は御^は事^は此^は御^は事^はと^は侍^はの^は御^は事^はと^は
之人^はお^は御^は事^は不^は二^は者^は但^は一^は侍^はも^は侍^はふ^はと^は
予^はの^は事^はと^は説^はふ^は者^は之^は定^は定^は此^は忠^は信^はなる^はん^はお^は二^は夜^はも

二度と所為の多を信康公陳言―不用時
中一人の恨なり信康公之終ふ一言の陳言と
世にして志不^レ入^レ事忠臣の法ふ^レ非^レを業
阿意を合むとの^レ事と^レ事^上人^上を^レ業
す^レ忠^レ次^レ忠^レ世^レ常^レ業^レ不^レ使^レ也^レ世^レ人^レ
可^レ有^レ事^レ後^レ向^レ一^レなり^レ業^レ
實^レ言^レを^レ不^レ知^レて^レ推^レ量^レを^レ以^レて^レ罪^レせ^レん^レは^レ不^レ
孝^レの^レ名^レを^レ蒙^レる^レ者^レは^レ主^レ君^レを^レ不^レ敬^レと^レ爲^レす^レ
信^レも^レ道^レなり^レせ^レし^レ御^レ前^レを^レ逃^レる^レ

源^レ松^レ入^レ御^レ前^レに^レ沙^レ信^レと^レ中^レを^レ去^レり^レ後^レに^レ隠^レも
信^レ牛^レの^レ御^レ前^レに^レ御^レ前^レも^レあり^レし^レう^レも^レ相^レ違^レひ
沙^レの^レ跡^レを^レ於^レて^レ此^レく^レ之^レし^レと^レ也^レ
君臣言行
源下回

一 奉^レ多^レ依^レ信^レ守^レ一^レ家^レふ^レ御^レ前^レに^レ信^レと^レ人^レ所^レ不^レ
幸^レ成^レぬ^レ沙^レを^レ公^レに^レて^レ信^レ依^レ守^レを^レ去^レり^レて^レ居^レる^レ
寸^レ智^レわ^レる^レ人^レを^レ依^レ信^レ守^レ内^レに^レ居^レる^レなり^レし^レう^レ
公^レ登^レ亦^レ正^レ統^レと^レ不^レ和^レして^レ後^レに^レ一^レ家^レの^レ足^レを^レ違^レは^レ
得^レず^レ江^レ戸^レ所^レ家^レに^レ居^レる^レは^レ人^レの^レ物^レ也^レ日本^レの
十四^レ好^レを^レ平^レ将^レ門^レ平^レ信^レ盛^レと^レ平^レ重^レ盛^レ源^レ行^レ朝^レ源

義仲源氏子氏源義貞之後の右大臣平重平
余年以來に葉卷れ地右將を大印元重平氏
康源時信康源輝常平信長豊臣秀吉

源家康公之十四将也然るに 神皇正統
の以海と御撰と成順昔道と御取とれ
意途意通と御撰と成神中御取と成氏と成
事、益舎君九代成條の仕立と御取と成れ
或成の玉極と成氏の作法と御取と成れ而家
乃昔と取り意と取りむ之の法を用ひ成る

取小義民の安堵世に部 天長地久御代義
歳なるべしと回苗信澄守治早くと加信

地治より

一 或以 神君所亦不安信といふ唐人語を以て
唐船の具ふ御舟は地と意ふ日本船と唐
船と義ふに御舟と地とを授む心よりすは權利
有るべきを以て一千町の田地も御舟多く是
の時を以て地治を乃不遠地の御舟を千船水の
下を御舟通りといふは其語を授む心よりすは

上も下も通さざる寄と極(肉と破れてかひ
取と定め天氣と風と官を考へ息合調を以て
合さる時ち一居やくき流と投事疑ひずもこと
何程遠地の習心別なりとても情をまふか
投事やうを唐船と日本船とは情と習
この如く也日本船何程心別哉そも彼も情と
習と一魚て覚悟のて大所也

一 神君と善ふ人と大小と下とも不用心をなまふ
第一そ子細と平忌候一城のまうりし時六道不

用心せしと之別のまうりし時六道不用心せしと
関八州のまうりし時を東海東山と陸三道の流札と
考へしと今又日本のまうりしと成くは流英國の
流札と國をさる子細を英法札とて日本流り
たりとては仲めするも東山義政乃茶托湯
大内義隆の字同今川氏志の執通を今付
流英法と法年を札と日本の政道(正なり)
若異法札とてと聞つてもは中つては事
或將と撥も九州と法英法流成揮へるも

聖一 陛下上古神功皇后異出後道治の後九
別の中五令此最後の國を武内大臣と兼さる
異出と押さるはよき異出の王原推日而後
親善の人教と渡すはれとも 神功皇后三韓
道治の皇子武内大臣九別少左衛門道治の皇子
と大臣事と関く日本兵と戦ふとも勝
利とせん上軍勢痛ふりりとて異出の
を船せり河州を備ふ武内無事ふり
武大臣人皇年二代皇の天皇より十七代仁位

天皇迄三代の政勢二百十年余年棟梁の終臣也
誠不目初發大臣行時と大臣親離るゆき大臣
すし手れとも少新也むり年大臣の終を歳三
百十年中て死るは最後は言長大臣明神是之
之後人五八十九代龜山院御宇文永年中
源倉將軍七代目惟康執事時宗、代々蒙
右國水杖起りて中業次後女元上彌と日本
と後入んと後と書翰と贈り使者と立事れ
とも日本上て不信是ふ依て日本武官誠ふ

兵船千艘渡一九州の内を礼防すれども是も
そく一戦とて交戦す一舟千艘の船
事尚札して日卒の武威きしし思
よりして建治四年在安治小蒙古兵船六千艘渡
平戸五龍山一着着をばふ八月部大風吹
蒙古の船悉く海中に沈没し生残る兵は
八方小散き是偏少元の世に弓矢不取断り
多敷之文永の千艘乃船と痛く痛く痛く痛く
日不弓矢不取とて是と痛く痛く痛く痛く

建治 弘安の兵船ハ濠海より来り右に大風と

者より来るを時々長将を捲く九州に立て
痛く痛く痛く痛く痛く痛く痛く痛く痛く
沖に舟を乗せしれども差控舟一と子細に
舟に全滅せりと又飛火の心付きて沖に舟
以せざるも其は考へるも秀吉破解退伐
の破解王武道は心海よりわけて本島別
官と金山浦に立てる日布勢を押し破解
進受し舟を有る者れも朝鮮数年平治

して武勇悉く取去り柔弱を露せりし所
何の子細なく攻まればより秀吉彼柔弱なる
事と内々ずくろき取らざりての事一思て
用心を太平の時をもて寸管尺麾して異心
太平の時を日本より世に自に治平の時ハ
異國より攻め平家太平の時ハ源氏より攻め
源氏を平家より源氏と改めると源氏に
懐く我家の用心をきくは吾を可あ 上意
の中任渡り申せり

一 道跡夜佐ふ或時 神君佐渡守ふ任中よりハ
李朝代々の軍と闘ひ 後白河院頼朝ふ諸家の
惣進補使と許容せしめて頼朝攻め守後と
置牙を圍ふ地を定め六十余州皆總念の下
知ふ地より頼朝天下の攻勢を傳ふ任せ也
少條ふ地多くわたりをて下太平やて
人民お堀を築く少條城築れり盛衰をりし所
昔と忘れ頼朝の威徳を思ひて己の威位
と心得頼朝他界の後頼朝の一男は鳥羽家は

継一と次男實綱と頼家討せ重頼と頼家の
子討せとて謀殺一頼家の子孫とて也一と云
天下の切つる武士と謀殺一此條のいふ威を
振るは地多く威強身が大不利益な付て服
前強^云と強と殺せり又尊氏世事と考へられ
後家ハ此條一家盛なりしに頼朝子孫を殺し
たり予ハ二代の例と思ひ云々道の海を以ひ
ニ及候威を定免立敷七道の古法と云々つり
合とせと天下泰平長久と云々として氏定也

うれし頼朝の子孫も二代迄は征夫大將軍が
頼朝も二及候威を教ふと仰せしに後代も
成り是と弓矢の威を以て將軍と名をうりや
終ふべきと家とを失ふされしに本思儀之天道の
明白ニ及候威と云ふ家言ひにりりりも細川
一家のし強ふ武能入道君之忠信菩提の教
するんを頼母友言と頼之の強と兼以
し一と云ハ此二つと考へ執事家老と職とを
并御候くせし予ハ家長久なりんと云ふハ

あはれ也と云を南に秋神輝くとも予の原と
さ方とも事と長久しと満是なる事と思は
さる何と致すやあ 上意は依體事と云
上意の通す御も玉極ふま致さるも五段氏
言はは度致さるも老中各心度ふと致す
不中其人を致せぬ所切てハ急て 上意の
通ふま致さる後と云は御も傍の地持候在
先上は御も致す之御長久ふ致さるも我は
河内身体潤く候はれども思ふて一箇

之の分事言す御代は御歳暮第一御家
重の中時を致す其五段ふももて根に中
事と致す中ももて我威ふももて思ふ言の
事も巧むと云ハ永代傳と云有言自
言もは彼と巧く言ハ刀を之致さるも不
なるも子細に私共致す原も何故の言通と云
下は石を致すも其御所政通と云下は不
思の事也と言は仕者れも 上意は依體事
而も思ふ所と一回也と致すも一ハ其代下

之の家老より御書家の老中より成りたる
母河内守なりと依藤吉惣領之依藤吉老中
也。神君才一少短ハ、修之依藤吉
嫡子正聖外正徳修形儀なる生進身在夜々突
見付進出とも用ひし終ふ上野介身代滅亡之
されも依藤守上野介身代滅亡のりまで
能極るが。文は天下の御家光と徳大寺と
縁れく中のよきを悪事の奉とと致んれ世
妙ふ別をくもれ心夜に致せ凡そ州回石

安房守と上野介を他人より疎りし。果して
上野介身代滅亡の時分お州若田と疑致す
世上少治せし。右の仕合の事故り。依
藤守は不忠儀之智恵有と一家集り感し
きりしなり

一
依藤吉上意ハ頼朝奥州秀衡の子とも退
治の後所ハの言礼ハ先年秀衡仕合の如し
書て年月日頼朝到と書免す。奥州
依藤吉よりと依藤守ハ、神君仕合と

少平^甲別御入玉の所を武田の仕立園^東御入玉
の時の此條は立也而所をふ前の如く所用ひな
され御年貢の事さうり^{致く}御^せれ
是は百勝の爲く^立玉の爲能事也御立
の所を秀吉卿の法度の條と具ふ^立書寫す也
サキ礼所家ヤ^立所福を^立事也是天下の
御法度と能事り^立之と^立法度^立御南家
の法法度^立多^立時^立事^立り
是^立御^立自^立分の^立提^立と^立天下^立の^立法^立度^立と^立取

ち^立守^立り^立たる^立時^立を^立大成^立不^立調^立法^立也^立夫^立の^立も^立す
天下^立より^立少^立給^立識^立の^立より^立世^立所^立定^立教^立之^立は^立天下
治^立ると^立は^立無^立名^立は^立信^立付^立ふ^立より^立可^立なり^立可^立なり^立可^立なり^立
可^立なり^立法^立度^立と^立な^立ま^立す^立天下^立も^立意外^立也^立と^立信^立付^立道
たり^立御^立又^立御^立通^立りの^立目^立付^立と^立目^立く^立御^立制^立礼^立と
能^立く^立身^立を^立表^立彰^立する^立事^立を^立之^立より^立早^立く^立御^立家^立中^立
福^立進^立す^立ま^立す^立と^立は^立信^立付^立ひ^立御^立仁^立佳^立れ^立我^立は
思^立成^立俸^立なり^立も^立少^立は^立世^立所^立の^立御^立恩^立と^立て^立御^立極^立
少^立口^立忠^立似^立と^立て^立立^立意^立勅^立め^立御^立地^立人^立ふ^立御^立世^立

奢を以て自らを苦しむ理ありし御内意ありて折と
凡合似たり似ぬ事哉世の人情中根中
よりしては風聞——主人因て所代善心許思ひ
奪取は公事之是別は慈悲の御指意は誠不
我亦惡心なき人程なり何ぞ他人の事
中し小言ふまじき也我亦惡心なき人程なり
や——御慈悲ありし神君何とて我を
了るは也亦代善の明君道理を事と
しゆ事なき也也——昔根を事ふまじき事

内外善なる事けしよ及は外惡ふしと内
善のり高ふ惡しと未善なる事しゆ以
まれ外善なりと内惡事苗も善なりと
未善事心内外善ふ惡なる根をさす事と
しし少しと御惡心是なりと細く人と計り
まじき事と諸人の善ふ未善根を御考
は誠なりと毎ふ心せし人うりしとて也
事難調へ國々原の後天下は諸善在るは戸
集りて時を御振康事れ諸大石あり

行々々々無常ハ吾若等々什依々天下一回ハ
活重中事無心入成なり沙漏之なること
初入なる御礼なる所諸大名路の我威威を
之授して御宅せり之次の日御用を重
少く諸大名を捕りて何れ何れも其城の
以上様ハ槽のより帷子の御膝切なる所
中帯と種二尺餘の大服指と指一なるれ
諸大名未の共中ハ大急きくそ所成り遊
行なりそハ此ハ各々の一礼ハ之御用御天下ハ

白り指と世信ふ中をそく有る所天下を信
杭必 家康(對) 事有まき中信を
をれ御守殿(御入) 事れ諸大名退む之御又
御代家前不辨の外御短氣ふと為入少々の
事そと^と視一そは信を改易をせよ服を御
せよと信を御侍を召り(一) 皆引退なり
世中言ふ仕り(一) 河内(一) 桑名(一) 丹波(一) 丹前(一) 丹波(一)
上意れ以出せ召り(一) 江戸(一) 桑名(一) 下り(一) 中
少(一) 江戸(一) 桑名(一) 下り(一) 中(一) 江戸(一) 桑名(一) 下り(一) 中(一)

との御意也或は江戸より所討りの所使を
かき所差上りて一々小將軍の命誰の
背く胆突やと存も或時天ノ所之の心小
背く若と有之ま一義と上意を重し
台往を諸人尊む事内外を仍り
夏より一々一々民も御内政に諸を在
族奉ふ子孫盛男人民安堵を二六時中
を以て御海より只む事との所使の
より方好を必しむ心少と存ふ事又小前小

少と欲し事思ひ存ふ一一生二
の町事奉る春は夜の夏とあり心して心
物毎取ちく二六時中一忠信と雖も
とすも神君の御は立成能く守り
御仕立自公諸人悉きと思ふ事
似る苦く存たの將の授へ去飛若小似る
そと中まれと存信守り

一三別王或時^綱綱をうしせは
風をうし^綱綱て波烈一守^綱綱打^綱綱と

波の形もわづき中まゝなり 上意あり
網ももつまじく根を仰む言はれと網を所
亦く持来り經と浪よりれ一者も子繩より
獲へ何ぞも網もどほく御覧と持り
すりその後和尙は後より一帯の家を政通に
網のわづき下りけと教一ふし繩を天命
のまゝすしは海より入りて吾成と成りふ
すりすけと家老と必は是と味はすては
成り子細ハ世宗に成程はく行りありむ

なりとすまり治く切れとけられ言はれ
入る波の難く凌ぐとすりけ甘すの糸
のこくすり然る付ハ網より糸は味はす如く
家も家老と味はす苦惡邪正とすりけ甘
すりとすまり如く家老をすり上とすり家
老のすまりとすり味はす夜は能く
すりの糸も侍大将より付繩より付の糸は
糸も諸士より言徳の經の目付諸人と心得
國に能く大敵別兵の國を破り勝利を得

中世よりなほの若くは進けられし秘るを
もと合せ相く殿様よま末二十歳を及ぶ迄
かくの事こそ不思議なれ之綱飲と申ハ若
臣父子夫婦少く少座は是れ世界の大繩とく
少座は飲言て他は縁と申綱の事よりは縁とて
申り申す夫の如く申すは申すの事思ふ
是之綱を湖水沈と申候り申す止す如く
家老わし者れは主と法人の縁も成す
申す別
家老傳人なれま下の事と云ふ人、
是く家老傳人に一と我作すよりなり 思ふに是れと云

此より先の事と申候は改と申りひと申れ天命
と法人の真中少定と申れ曲まるとの事
事と申教と申れ天命と殿と法人と一少極の
法と定の大急大悲の御託と申託と申れとて
め意御満足疑ひの存有ま一々と和南と上
り候と云

天正十年御と信長父と老翁の事
秘せし事御と向り候事此
乞申し送りせらる云今度仔細此の地を

千元を爲す信長伊勢國を伐取ら地の志を
悉く其一切を他國へ移す者をもくし其の
切首は御所地へ落す者をもくし其の
一人もあまほ沙抱立居よ依てま一節も沙
居て以時所居方中を被部上是なり穴山
梅吉ハ 沖君と疑ひ所居なり正平里候
ともふ討違ふなり 仁君等 沖君の
正平里なり

一 慶長十九年大坂冬沙降の時 台徳公土井
利勝を以て信よ曰松城口の軍勢即ち攻入

屋敷所云滿の軍勢今よ川と被まのりめると
云云松平武元吉 利勝を以て各陣して曰城和
衆吉是と割と守と云云 沖君信よ曰はる
わ衆守と云満小を 一 若輩の將錦合とあり
先世不進むそふりてそを堅く割とそ命
と云く川と被まの 一 奇怪之めふ林道春と云
君命と文と事とわ衆ハ知つたもの
云云とて遂不改良せしる 且又石川形後ら康
勝の杖江の樽と云ふ火火を 信長も原 別波男 被ま兵

及古孝利常ホ、軍勢を以て進戦し
台徳公すに、大小怒く法と背く者、河水の
攻より下連不引、取角一と安、古次少命
世道是、浅割中寄、教百人死、中、廿、破、不
魁首、由、多、上、古、今、羽、法、小、背、く、如、之、と、
同、古、人、若、輩、等、幕、忽、の、中、浅、陳、を、今、日、出
孝、斜、首、本、候、右、京、先、乞、下、進、之、論、を、徳、法
と、さ、む、の、罪、云、ま、台、徳、公、怒、く
神、君、不、違、せ、御、答、不、取、の、よ、き、時、は、法、と

破者稀、穩便、と、と、云、河、軍、法、妙
なり、と、感、一、の、ま

一 江戸御新堀より駿府城へ引移進され
も、古河奔丸の老中を、古河に遣て

台徳公へ修進せ、進、は、今、今、駿、府、へ、引
移、進、を、れ、り、す、只、今、迄、の、河、へ、は、今、十五、万
枚、沙、繰、り、進、せ、れ、は、今、子、少、て、は、不、足、不、足
は、後、於、又、御、金、を、相、借、ら、れ、今、子、の、後、は、相、借、ら
ず、の、不、足、天、の、命、と、思、は、れ、若、武、の、心、を

方の役をけり成りては仕廻りまゝにして天
下を治むるにふまへてつゝこの金銀も
少くも苦しいものと 決心得ぬればいふ事
限ると言明せざるに所相入候と河内といふ成
り金銀少く之のさるるに金銀の少
入用ハ三の品あり第一御軍用のため才二お
ひ前東徳倉などともども 是れより後之以後
江戸中の家を一新し跡もさるめくのかや様と
ありまゝにしてあらはな花の青や御城の役ハ

中および大所城下のを賤民より治新徳意
致まらざるの成り方と せめてハ十上様と云
の唐の大火の如く大小石を外様より買入及び商人より買入りて御領を下
され念を有しり 主の命 大敵を御代にせしむる我々大か受より此
に御領念はるや 皆 三ツツは 日年國中の役ハ而も不問
主君と云はれ 是を治すればと大徳の法年がの
役を主君の守護言者の力に於て不敵と云
やうの成方も有らざれども 天地の愛より
若く計り置き候ふれば主君御領法年がとも
おきて 十上様御領の時常不臨候分の民百姓は

千石あり尾張殿紀伊殿へ三十萬石水戸
殿へ十萬石御遠由金として進せられ御へ
三十萬石を仰りしを江戸所金倉へ入立申す
申向ひ是れ御金 右佐公を任驗府より番
を仰りしは長卿後河内所領の
右の所金地帳と定む城附を仰りしは
屋敷中^中に法人積りの外に任置されしを
以て公儀の所金御領り申進意の中後河内
より御遠せし進せ申回國久押所官地の内よ

所金倉地帳を右の所金を以て爲是れ御
を以て公儀の所金と申す大分の中より御
所金もつり三十萬石申すは是れ御領り
之後 尾張殿江戸上屋敷自火申す城金倉
普請料のより三十萬石紀伊殿へ如敷山城
普請のより十萬石水戸殿へ三萬石右の普請
御領り申すは是れ御領り申すは是れ御領り
の旨申御定候より申すは是れ御領り申す
是れ御領り申すは是れ御領り申すは是れ御領り

立遊され御化界の若沙遊御して我々先
才文一所譲り余の沙里の儀され我々
拜儀致一因の儀されも返納するも
我々の儀道中より計帳殿水戸殿御借
金の儀も御沙儀なり小返納も是より
大名之と御借金を儀道止とも何れ沙
定の御意致区御あり道止も御遠政字
御借金区上御有りも以て沙助字方
儀及是の御陸奥字宗返等もされり

我々代におつ御借と一返はるも七文政字
御借と儀付しは取ら及ひ也も何れの思
五成に御借御付も道止も御沙助に
も御款代も御借下されも御金の儀も
親代生の内返上御付も御沙儀も御
面も小返一置れ御上返上御付も御
御意はも御沙助増取も御沙儀大
石の内も御沙助御付も御沙儀御借
有る御沙儀又御沙助定御上御付

冬三度誠中より先年御借付の札は
昔我よりより先上り他文是ありき万身中
度との故より御代より西人少時世に誠されし
誠中守をい新とんく水巻括り言上り遠
是より各も披尼故よりい御借付有
りてまは御令の事と是なりい正御借
付申上り御代されしも我より
御代御付の札よりい御借付の文云
書言就て上通上は一事なり言の爲よりい

中よりい是と増取中より我より先年御
の故諸大名より御借付の札よりい御代
御代されしより右御借令の故よりい御代
因防守章部より江戸表へ年向の旨録よりい
より大田借中守より振舞ふに誠中守よりい
御代御代の中より右大名より御借付の札よりい
御代御代の中より因防守より御代御代よりい
御代御代の中より御代御代よりい御代御代
御代御代の中より御代御代よりい御代御代
御代御代の中より御代御代よりい御代御代

うねる事もの中程一ヶ條して是と畢竟ハ
天下御長久の御はまの一ツと云ふに
四成と云ふ中候と云ふ事と云ふは山
麓より長久御令を利益と云ふは
以上の御もゆる事御令の御令と云ふ
わらふ法と云ふ事と云ふ事と云ふ事
御事事は高天取と云ふ人となり
大なる御令と云ふ事と云ふ事と云ふ
事と云ふ外御事と云ふ事と云ふ事

す及ひ候事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
わらふ御令と云ふ事と云ふ事と云ふ事
さる事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
後の御令と云ふ事と云ふ事と云ふ事
御令と云ふ事と云ふ事と云ふ事
次候事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
さて此御令と云ふ事と云ふ事と云ふ事
わらふ御令と云ふ事と云ふ事と云ふ事
す及ひ候事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

叶にまゝに新小臨に言ふ事もあらず中より
是の事も散々の事なり能はるべしと信也
後府より所産遊下れり其の次第は未だ家産に
家老多して各り八千石取れ吉田初雲より
之の是あり彼ら弟子も石戸及乃ら其者
年共て竹林と名成政め二井寺へ引はる
ずし河守少達一列石をとり後河守に
御旗本少乃の指南は其れなりと信也
竹林流より一派の如く是あり流人と至

を中より少乃御旗本元の中よりの上は條
初果中より佐竹流を又由藤原流とより又
射鹿流中より自屋流殿ら御通の竹林流
仔細(原更水戸殿)流なりとまされ別は
表へり各を自屋右三人の者なり射鹿少達一
り其れ御文方(御付)流なりとまされ
めされ御方の所産を天下の各人高集り
之のふれれ遊せしむるの上より是あり
也

一 駿府御在城の言は方より御用の儀は其井
利繕兼上使地邊苗の言柄は夜法を
お造り成利繕へ仰られは今以園東筋ふ
於てハ新田と開き申し御存成止ハ利繕
取り 上意の如く今以方よりハ新田の場を
見立申し方より開成は方より申しハ當時二
三方存し是れハ新田一新ハ方より申し於てハ
之方より方より申し 上意と持されは利
繕へ方よりハ三方存し是れハ新田の方より

是れハ新田の儀は其井一箇の方より
利繕兼上使地の儀は其井一箇の方より
入り申し 上意ハ三方存し是れハ古田の
場前氷荒ふ成り持り申し申し何事も
なる程へ申しこの儀は方より申し是れハ
の儀は其井一箇の儀は其井一箇の儀は其井
申し申し御存成り申し申し申し方より
新田の方より申し古田の氷荒と成り持り
申し何事も思はれ申し 上意有方より利繕

左様の儀にてハ心座なり古田の儀を成程
大切小侍新田ホの儀を古田の場所にお歸り
ト折小侍ハ同發^茶被^テせり云々境川陰州
御書後の儀ハ心相入の梅乞や梅乞と
又又小侍古田の梅乞を古田に申し仕
れと申すおれと申して後おれも申す方様も
今程大役と勤なり時分と役儀を大切小
思ハ相入や急城入を相入も人をも
り者遠ハ心相入を以て御一様と

いふやかくて叶ハれ又ハれと申すわとの
御書時を誰おしハ仕儀と答の申すハ
わも是又仕儀の一つにれと是のハ申すのハ
まういハて是と申すは儀を申すも申す
右相法の御書小侍て或は役儀成上り申す
又ハを意因門ト云々申すのハハハハハ
事ハ申すは儀を申すは迷惑してハ先
を梅乞小侍を以て向後の御書と申す改
ハ小侍ハ心座の儀を申すハハハハハハハハ

堵城一役を供りて心身の奉公をまけり
勤に如くは、事々多にたげ辛の、之を考ふ
而も是を立する、知りの、古田の、水荒ふ、成り、於
た、も、同、一、道理を、は、せ、く、也、能、く、可、管、成
一、て、是、也、との、上、意、を、乞、あ、り、と、之、利、得、は、戸
表、向、り、也、上、意、の、御、成、り、は、な、り、の、後
少、と、是、あり、也、之、初、二、三、番、を、な、り、と、取、り、は
御、禮、代、大、名、一、人、の、番、代、表、の、中、一、人、を、外
の、役、負、う、の、意、一、由、人、不、成、法、の、後、少、御、前、向

不首尾、す、く、は、な、り、中、一、向、役、御、成、り、と、な、り、也、
是、あり、又、是、を、考、ふ、は、隠、居、と、成、り、子、孫、成、り、也、
不、御、成、り、と、な、り、也、是、を、考、ふ、は、御、成、り、と、な、り、也、
台、徳、公、を、神、君、の、上、意、と、す、く、是、あり、と、な、り、也、
此、の、外、少、を、切、り、少、御、成、り、と、な、り、也、

一 少く御不例の儀乞向り早速御使合は存奉り
是所脈相向自醫所之儀は、御執事も
御使は免え遊され第一御食の御中、少
於、ま、り、也、上、意、を、考、ふ、は、御、成、り、と、な、り、也、

折の所人五を二三重と隔り幸方(毛)にてハ
為下(毛)と(毛)と 御尋方付九三備十(毛)な程
少(毛)りてハ幸買の障(毛)と(毛)次(毛)人(毛)何(毛)道(毛)
送(毛)悉(毛)仕(毛)下(毛)と(毛)上(毛)言(毛)ふ(毛)方(毛)便(毛)
阿部川(毛)町(毛)三(毛)重(毛)と(毛)建(毛)所(毛)引(毛)梅(毛)一(毛)下(毛)と
中(毛)多(毛)所(毛)す(毛)程(毛)阿(毛)部(毛)川(毛)下(毛)在(毛)吾(毛)程(毛)幸(毛)ハ
幸(毛)物(毛)を(毛)是(毛)す(毛)く(毛)也(毛)幸(毛)用(毛)所(毛)れ(毛)と(毛)徳(毛)毛(毛)一
程(毛)の(毛)事(毛)も(毛)も(毛)不(毛)程(毛)の(毛)幸(毛)物(毛)を(毛)一(毛)阿(毛)部(毛)川
所(毛)乃(毛)者(毛)也(毛)海(毛)世(毛)の(毛)境(毛)方(毛)と(毛)是(毛)紀(毛)元(毛)の(毛)後(毛)り

只今迄の新(毛)ふ(毛)と(毛)牛(毛)若(毛)立(毛)根(毛)毛(毛)御(毛)り(毛)と(毛)也
り(毛)と(毛)之(毛)後(毛)ハ(毛)阿(毛)部(毛)川(毛)町(毛)の(毛)惣(毛)目(毛)日(毛)次(毛)信(毛)一
所(毛)旗(毛)本(毛)中(毛)務(毛)子(毛)妻(毛)做(毛)の(毛)程(毛)多(毛)く(毛)也(毛)未(毛)知(毛)り(毛)一
風(毛)中(毛)是(毛)頃(毛)り(毛)と(毛)之(毛)秋(毛)毛(毛)御(毛)り(毛)九(毛)三(毛)備(毛)と(毛)也(毛)世
られ(毛)世(毛)百(毛)八(毛)町(毛)方(毛)と(毛)唯(毛)次(毛)侍(毛)聲(毛)阿(毛)部(毛)川(毛)町(毛)と(毛)上
御(毛)尋(毛)下(毛)御(毛)使(毛)と(毛)程(毛)不(毛)思(毛)ふ(毛)も(毛)常(毛)子(毛)或(毛)程(毛)乃
之(毛)の(毛)ま(毛)と(毛)新(毛)ふ(毛)又(毛)不(毛)知(毛)る(毛)よ(毛)及(毛)年(毛)有(毛)合(毛)の(毛)夜(毛)
腹(毛)毛(毛)阿(毛)部(毛)川(毛)町(毛)唯(毛)次(毛)入(毛)世(毛)根(毛)毛(毛)御(毛)尋(毛)下(毛)
乃(毛)唯(毛)次(毛)阿(毛)部(毛)川(毛)を(毛)一(毛)下(毛)り(毛)又(毛)度(毛)御(毛)阿(毛)部(毛)川(毛)町(毛)

躍を差上り交小躍りも中一方の者まで振置
赤飯御酒等とまで以下並に所の躍りお辭し
以後丸を傳と名させし是阿部川町の躍りお辭し
い中上御前少将阿部川町に嫁女御の儀お甘お
陰き中付せし中上へも上意小御年寄
是ハ女子の躍成しを御流儀成之を是
本男よりりの躍をさのて面白くおされ
まとの儀お甘えより儀小阿部川町へも躍
をさしお甘えあり阿部川町中一組の

大躍用意あり是れ数日の夜とお定に交小
惣持女ともの中までさし人控立てま中一
名何れ女とも名成書るの差上り振中とあり
そ秋躍の中体との差上り右乃書甘お
入る持女とも儀御板縁の上へ上り並に振
中とあり一人は御前へおされ水浴の石
帯と御前控されお浴りしは御前次のおもて
應えしお載りしお帯子とありお載りせしは
福河は少聲お成くお以後お持人少て石

上る人と同意の旨中上者れハ 上意上意方
ともつた言ハ世に下り 利友異願とてうそや
才の器合て茶のこ雑種もさうして一向用ふ
立思批別としかるの之程胡ハ天下に取れり
人有り思して天下に死す者事代を
渡り渡り思ひと思ふ思願の子一人も外ハ
次男之男と云事もさく増や足才極し
外ハ立意候てハ是なり
立意ハ親家と同極ハ
世のいふやなり
親族乃ぞい言候以て大取ふ取ましく必

那のまじハ成立と 人とも外ハの諸大屋
才も事とてハ是なり 去り候てま南も
程文成候と程を別して公義致し下りて
薄してしそ候之き候も候たハ成りて
親族顔と候し我まくと働き候外の仕候ハ
及ハといふあや才も事とて見のうさ
のうーふまう家候し立くハ外ハ乃諸大屋
乃仕立と相まき候これも依候異願とて
才也相齒の仕立や付しとまると天下を

あるは此心傳の二ツなり但一あり汝も此
法と云ふものの後中も身上を果一原罪
また云付ても事減くまり外の後を是年世の
立つてハ此罪ふゆより外の後を是年世の
治礼を考へ萬民安堵の後と計らう是列も
此大名の心得と天下後世の心得とハ此ハ
そ等り有事へ頼朝の悪きといふてハる
うゝまとの上意あり

一 同所城内にて是等事沙青尼室合座成り後を

西岸一室へ西中成せられし付肝を臣と

平伏し奉一祈ふ 上意ふまてわ後成取りは

是も墨を裏へして取らうとて福成り

是も一墨の縁を扱はんとて腹成り

是も後成りてして御叱りの 上意とてハ沙座多

以下も諸番以中右の次々と関及びは後成

座成り後成り止より後成り也 凡所成の内ハ
如葉のふハ意

是知事とてハ
これ成りてハ

一 同大奥に御是成りて二ツあり一ハ此成

沙是成嫁入五日一度は名をせし進まされし
御是成をよ引乃箱ふ入五日進まされし
中進まされし沙取初めはしるし古き由
是成の中にてうもまされし思ふを二三
程々又元の箱へ御入を五日外に捨す
上進まされし女の申すもつけ取ふはるし
右の内の御一進まされし成をよ引し
後しては是れも古き御是成をよ引し
於しは有るはるしは長沙箱をよ引し

附是もすし進まされし上進まされし
一方所箱をよ引しはるし古き御是成
と進まされし事成し進まされし
捨す也

一

因所沙夜話の成成人より京京町屋へ神傳
成成内六七人程神傳もあはれはるし
上進まされし人の名は採方へ御附進まされし
言ふはるし進まされし向後書のはるし
人の御名は採方一進まされしはるし

此後と 伏後されけり也

一 重頼大佛殿堂上の後秀頼の母後深丈人より
江戸御臺所へ御内々次々御籠り大佛殿
奉りまじりの後秀頼より再興あるを以て
殿小室沙汰小及び小室小溝御所の不廻法
となく溝形よりお火後一以前より有るより
殿堂小焼失小及小秀頼是立小成意小胃
園東より御合刃小及小後中より江戸表小
於て彼を所お供わり幸ひ伏後守鮎守

後頼守御内小室一此後守と是なり 駿
府小於て御用の席伏後守より是也
上意小御臺小女後守と是なり 御軍守と
いふ事意事也 是より方持より事たる根
り御前より後守我之志^云せむと有る沙汰
のつきり方後守との後守と流石の伏後守も
大さ小苗惑後一後居り事小守て御意は
こ方持ととくとり管後一て見よ南部の
大佛の事、聖武天皇の物教となく奉る

堂にも建立ありきとの傳也然る處も源
平の取合の最平重衡少佐放て陸奥友と
との争ふ於て少時の天下取の傳されし右米
朝より建立ありき傳説を俊景坊と西行
法師と心成合を諸心を勧進して建立を遂
げぬと聖武帝勅額の大佛殿と之を撰羽ハ
撰ひしきれすと云ふなり 天下取の人民を安
んずるに かくの寺堂ありはせき
にありしをわたりしに まゝして京師の大佛とあり
大圓秀吉の物數寄附して建立せしむる

傳されし親父乃志成お立て秀頼既建立を
松尾將軍より^わかひしき事ありき
さうりし一方江戸へ取りりて將軍へ申達
せしとの 上意を聞くは後知はる大佛の由
限り大徳寺日本国中古来ありの由傳あり
堂社佛圖といふ數限りしを之傳之を由徳成
まといふれも善く取立傳説建立ありきす
りて十八世といふありては有るなり
用傳説辨の由一も後ありきなりや大小り

この寺社を彰ふ建立の事は後代に
天皇の事ありしと云ふ事（中略）年号
亦く之能く申す所なしと云ふ事
と也

秘旨總編卷之七終

